

## 湯西川ダムモニタリング委員会 公開要領

### 第1条 目的

本要領は、湯西川ダムモニタリング委員会（以下、「モニタリング委員会」という。）設置・運営要領（案）第4条第4項に基づき、公開に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2条 モニタリング委員会開催の周知

- 1 モニタリング委員会の開催が決まった場合は、速やかに鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページ（以下、「ＨＰ」という。）により一般に周知する。なお、周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 周知内容は、モニタリング委員会の名称、開催日時、場所、議事項目、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

### 第3条 モニタリング委員会の傍聴

モニタリング委員会の一般傍聴は可とし、傍聴に関する必要な事項に関しては、別途モニタリング委員会傍聴要領に定める。

### 第4条 資料の配付

モニタリング委員会で配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、傍聴人にも配布する。

### 第5条 資料等の公開

- 1 モニタリング委員会で配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ＨＰにて公表する。
- 2 モニタリング委員会終了後、速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ＨＰにて公表する。

### 第6条 雜則

この要領の変更や必要な事項は、モニタリング委員会において定める。

### 第7条 付則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。